

まん延防止等重点措置期間（5月5日まで）における緊急のお願い

府民の皆さま

- 大阪府域全域における不要不急の外出・移動は自粛すること
- 大阪府外への不要不急の外出・移動は自粛すること

大学等

- 授業は、原則オンラインとし、
困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること ※【4月15日から要請】
- 学生に対し、部活動の自粛を徹底すること ※【4月15日から要請】

小学校、中学校、高等学校、支援学校

- 平常授業を継続。感染拡大に不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行うこと
- 部活動は原則休止（学校が必要と判断する場合は活動時間を短縮して実施可）

経済界

- 「出勤者数の7割削減」をめざし、テレワークを徹底すること
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること

まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容

- ◆ 政府分科会の指標のうち、陽性率以外がステージⅣの基準を超過するとともに、引き続き、7日間累計新規陽性者数は増加
- ◆ 重症病床使用率が95.1%（4月13日時点）に達するなど、医療提供体制が極めてひっ迫
⇒ 4月14日に、レッドステージ2に移行

- ① 区域 大阪府全域
- ② 要請期間 4月5日～5月5日
- ③ 実施内容

●府民への呼びかけ

○ 大阪府域全域における不要不急の外出・移動※1は自粛すること ※【4月8日から要請】(特措法第24条第9項)

○ 大阪府外への不要不急の外出・移動※1は自粛すること (特措法第24条第9項)

※1 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

○ 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないこと

(特措法第24条第9項、第31条の6第2項)

○ 歓送迎会は控えること (特措法第24条第9項)

○ 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること (特措法第31条の6第2項)

○ 4人以下※2でのマスク会食※3の徹底 (特措法第31条の6第2項)

※2 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない

※3 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない

●大学等へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 授業は、原則オンラインとし、
困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること ※【4月15日から要請】
- 学生に対し、部活動の自粛を徹底すること ※【4月15日から要請】
- 学生に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 学生に対し、歓送迎会、新歓コンパを控えるよう求めること
- 課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること
- 学生に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること

●経済界へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 「出勤者数の7割削減」をめざし、テレワークを徹底すること
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること
- 従業員等に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 従業員等に対し、歓送迎会、研修時の懇親会を控えるよう求めること
- 従業員等に対し、4人以下でのマスク会食の徹底を求めること

● イベントの開催について (特措法第24条第9項に基づく) ※府主催 (共催) のイベントを含む

- 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応
- イベント開催の要件は以下のとおり (適切な感染防止策が講じられることが前提)

期間	収容率		人数上限
4月5日 ～5月5日	<u>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</u> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴うが発声がないもの (※2)	<u>大声での歓声・声援等が想定されるもの</u> ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、 公営競技、公演、ライブハウス・ナイト クラブでのイベント 等	5,000人以下
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50% (※1) 以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

●施設について（大阪市内）※府有施設を含む

期間		4月5日～5月5日
実施内容	対象施設	<p>【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）</p> <p>【遊興施設※】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>
	要請内容	<p><u>（特措法第31条の6第1項に基づくもの）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○営業時間短縮（5時～20時）を要請。ただし、酒類の提供は11時～19時 ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気） <p><u>（特措法第24条第9項に基づくもの）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○CO2センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店）

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

【協力依頼（大阪市内）】

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時 ・ 催物の開催制限に係る施設は、 イベントの開催要件を守ること。 ・ 入場者の整理誘導等を行うこと。
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
遊興施設※	以下の内容について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時 ・ 入場者の整理誘導等を行うこと。
物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く）	
サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く）	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。

● 施設について（大阪市外） ※府有施設を含む

期間		4月5日～5月5日
実施内容	対象施設	<p>【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）</p> <p>【遊興施設※】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>
	要請内容	<p><u>（特措法第24条第9項に基づく）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○営業時間短縮（5時～21時）を要請。ただし、酒類の提供は11時～20時30分 ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気） ○CO2センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店）

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

【協力依頼（大阪市外）】 ※要請期間 4月9日～5月5日

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～21時） ただし、酒類の提供は11時～20時30分 ・催物の開催制限に係る施設は、 イベントの開催要件を守ること。 ・入場者の整理誘導等を行うこと。
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
遊興施設※	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～21時） ただし、酒類の提供は11時～20時30分 ・入場者の整理誘導等を行うこと。
物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く）	
サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く）	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。